

岡山県 新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置

2022. 2. 18

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

岡山県 新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置

① 措置区域 岡山県全域

② 要請期間 2022年2月21日（月）～3月6日（日）

県民の皆様へ

〔特措法第31条の6第2項に基づくもの〕

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 外出する必要がある場合にも、混雑した場所や感染リスクが高い場所や時間を避けて行動すること
- **家庭内においても、換気、こまめな手洗いなど、家族全員で基本的な感染防止策を徹底すること**
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は行わないこと
- 発熱等の症状がなく、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住者は、無料検査を受検すること **（当分の間休止）**

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ワクチンの接種を受けること



© 岡山県「ももち」

岡山県 まん延防止等重点措置期間 4つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★会食は **4** 人以下2時間以内で、家族や毎日顔を合わせている人たちと

★ **3** 密は一つの密でも避けて、手洗い、換気を徹底

★ 不要不急の都道府県間の移動、特に感染拡大地域との往来は極力控え、

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない

移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○不織布マスクを正しく着用

不織布マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

● 飲食店等への要請等

<協力金対象>

対象施設

【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）

【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等

〔特措法第31条の6第1項に基づくもの〕 命令、過料の規定あり

【認証店】 ※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（p.12参照）の認証店

①または②のいずれか一方とすること

- ①
 - 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から21時までに短縮）
 - 酒類の提供は11時～20時までとすること（利用者による酒類の店内持込みを含む）
- ②
 - 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮）
 - 酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）

※通常営業時間が20時を超え21時までの店舗は、通常どおりの営業時間を選択することも可能だが、酒類提供は11時～20時までとすること（協力金対象外）

【認証店以外】

- 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮）
- 酒類の提供は行わないこと（利用者による酒類の店内持込みを含む）

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下（乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く）とすること
 - ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない
- マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底
- 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第5条の5各号の措置を徹底
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請等」の対象外だが、「施設等への要請等」（p.6参照）の対象となる

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

要
請
内
容

●施設等への要請等

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	〔特措法第31条の6第1項に基づくもの〕 【床面積が1,000㎡超】 〔法に基づかない働きかけ〕 【床面積が1,000㎡以下】 ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○入場者に対するマスク着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等） 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 【床面積1,000㎡超、1,000㎡以下共通】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 〔法に基づかない働きかけ〕 【床面積1,000㎡超、1,000㎡以下共通】 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む）
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所、ネットカフェ、マンガ喫茶等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、葬祭場等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニスコート、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

●県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超)
人数 上限	5,000人	20,000人
収 容 率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件
条 件	●「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ●問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること	●「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること ●イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること

- ※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象
- ※ ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない
- ※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html>）

● 各団体等に特にお願いしたいこと

＜事業者の皆様への協力要請等＞ ＊実施状況を積極的に公表してください

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 業種別ガイドラインの遵守
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること
- **やむを得ず感染拡大地域へ出張する場合は、マスク着用等基本的な感染防止策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること**
- 高齢者や基礎疾患を有するなど重症化リスクのある従業員、妊娠している従業員及び同居家族にそうした者がいる従業員については、在宅勤務や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不安を感じる場合は出勤させず、早期受診を促すこと
- 職場における感染防止の取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）や「3つの密」及び「感染リスクが高まる5つの場面」を避ける行動を徹底すること
特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）、**食堂等職員の交わりが想定される場面**に注意すること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守と周知
- 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者（新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の別添参照）及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じるとともに、**業務継続計画（BCP）の確認を進め**、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続すること
- **感染者・濃厚接触者となった従業員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと**

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること

<学校への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- **「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとられず、基本的には実施を控えること**
- 学生・生徒・児童の発達段階等を踏まえ、オンライン授業など授業方式の工夫や時差登校や**分散登校**の実施など、感染リスクの低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 飲食の際は、黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させず、早期の受診を促すこと
- **校内で感染者が確認された場合は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で、臨時休業等を機動的に実施すること**
- **感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や出席・勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと**

<保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省作成）、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」（厚生労働省通知）、「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係F A Q」（内閣府・厚生労働省通知）及び「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県作成）などに沿った感染防止策を徹底すること
- 保護者が参加するなど大人数の行事は、自粛・延期すること
- 飲食の際は、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させず、早期の受診を促すこと

<社会福祉施設・医療施設等への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- **マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守る**こと
- 食事は黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下（介助者等を除く）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出勤させず、早期の受診を促すこと
- **レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底**すること
- 面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- **退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備**すること
- 入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、迅速に接種を進めること

<参考>

<岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業>

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

◇ホームページ：<https://www.okayama-ninsho.jp>

◇コールセンター：086-222-5611（平日9～17時）